

6 保疾第 360 号
令和 6 年(2024 年) 7 月 26 日

長野県がん検診検討委員会 委員 様

長野県健康福祉部保健・疾病対策課長

令和 7 年度の公開に向けた市町村が実施する対策型がん検診に係る
精密検査実施医療機関の一覧作成について（通知）

本県の健康福祉行政の推進に当たり、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
市町村が実施する対策型がん検診に係る精密検査実施医療機関の一覧作成につきましては、令和 5
年 10 月 16 日付け 5 保疾第 620 号で通知したところですが、乳がん検診に係る掲載要件等の一部を下
記のとおり変更しますので、御承知ください。

なお、県医師会、市町村に対しては、別添写しのとおり、通知していますこと申し添えます。

記

1 現状

- (1) 国が定めるがん検診チェックリスト（市町村）の項目のうち「受診可能な精密検査機関名（医療機関名）の一覧の提示」を達成できていない市町村が多い。
- ・市町村では具体的な医療機関名を挙げるができない。
 - ・大腸がん検診、肺がん検診は、令和 6 年 4 月より一覧を公開、市町村で配布している。
 - ・長野県健康づくり事業団に検診を委託している市町村では乳がん検診に係る一覧は配布できるが、胃がん検診、子宮がん検診の一覧が無い。また、長野県健康づくり事業団に検診を委託していない市町村では、一覧の配布ができない。
- (2) 本県の精密検査受診率は、目標値の 90%を達成できていない。

2 公開開始時期（予定）

令和 7 年 4 月 1 日

3 掲載要件等について

【胃がん検診】

○掲載要件（①～④全てを満たす） 掲載要件の補足説明については別紙 1 を御覧ください。

- | |
|--|
| ① 必要に応じて生検を行うことができる。 |
| ② 機器（スコープ、生検鉗子）の洗浄・消毒（ないし滅菌）を検査毎に適切に行っている。 |
| ③ 年間 100 件以上の上部消化管内視鏡検査を行う体制がある。 |
| ④ 年 1 回を目安に、長野県医師会が開催する「消化器検診研修会」に出席する。 |

【子宮頸がん検診】

○掲載要件（①を満たす）

① コルポスコープによる狙い組織診を実施できる。

【乳がん検診】

掲載要件及び追加掲載の内容を一部変更しました。詳細は別紙2を御覧ください。

○掲載要件（①～④全てを満たす）

① 施設は、NPO 法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以下、精中機構）の施設画像評価で A または B 評価を受けている。（精中機構画像認定施設）	施設 (マンモグラフィ)
② 読影医師は、精中機構主催の読影講習会を受け、A または B 評価を受けている。（精中機構認定読影医） ※非常勤の医師が携わる場合も要件を満たします。	医師 (マンモグラフィ)
③ 日本医学放射線学会の仕様基準を満たした乳房 X 線撮影装置を有する。	撮影装置 (マンモグラフィ)
④ 撮影技師（診療放射線技師）あるいは医師は精中機構主催の撮影技術及び精度管理に関する講習会を受け、A または B 評価を受けている。 ※非常勤の技師あるいは医師が携わる場合も要件を満たします。	技師 (マンモグラフィ)

○追加掲載の内容

以下、⑤～⑦については、満たしている場合、その旨を名簿に掲載する。

⑤ 日本乳腺甲状腺超音波医学会 (JABTS) あるいは精中機構主催の 乳腺超音波講習会を修了し、A または B 評価を受けている医師がいる。	医師 (超音波検査)
⑥ 精中機構主催の乳房超音波講習会を受け、A または B 評価を受けている診療放射線技師あるいは臨床検査技師がいる。	技師 (超音波検査)
⑦ 下記の二次精密検査医療機関に該当する場合。 二次精密検査医療機関の要件 (ア) 微細な石灰化病変に対する診断が可能なこと ・Mamotome、BD elevation 等による組織診（吸引式針生検） ・高解像度の超音波装置による超音波ガイド下の組織診 ・マンモグラフィまたは超音波誘導下にフックワイヤーを留置したのちの組織診 (イ) ごく小さな腫瘍性病変に対する診断が可能なこと ・高解像度の超音波装置による超音波ガイド下の組織診 (ウ) 乳癌学会専門医・認定医による診断がなされること。	

掲載要件①の施設画像評価の取得に向け、サポート窓口を開設しています。

窓 口：長野県マンモグラフィ研究会

<https://team-mmg.com/>

対 象 者：施設画像評価を受ける医療機関

対 応 内 容：施設・画像評価のアドバイス

(御依頼の内容によっては対応が難しい場合があります。)

質 問 方 法：上記のページから質問可能です

4 その他

長野県がん検診実施要領に則り、精密検査実施医療機関は精密検査の結果等を記録し、これらを市町村及び検診機関に報告すること。

(問合せ先)

担 当 保健・疾病対策課 がん・疾病対策係 大槻

電 話 026-235-7150 (直通)

F A X 026-235-7170

メー ル gan-shippei@pref.nagano.lg.jp